

漏水減免制度の変更について

大阪広域水道企業団
四條取水センター

令和6年4月1日から漏水減免制度が変わります。
これに伴い、申請書類等も変更になりますので、ご注意ください。
なお、下水道使用料も水道に準じて同様の取扱いとなります。
変更内容は、下表のとおりです。

	現在	R. 6. 4 月 1 日以降申請分
減免対象期間	最大2調定	1調定
減免率	<ul style="list-style-type: none"> 使用水量が平均使用水量の2倍以内 漏水量の3分の1 使用水量が平均使用水量の4倍以内 漏水量の2分の1 使用水量が平均使用水量の6倍以内 漏水量の3分の2 使用水量が平均使用水量の8倍以内 漏水量の4分の3 使用水量が平均使用水量の8倍を超える場合 漏水量の5分の4 	<ul style="list-style-type: none"> 漏水量の2分の1 減免率適用後の水量が認定使用水量の3倍を超える場合、3倍の水量を上限として料金を算定 水道メーター取付不良、火災、その他災害による場合、漏水量の全てを減免
減免条件	<ul style="list-style-type: none"> 適正な漏水修理が完了していること 	<ul style="list-style-type: none"> <u>同一使用者の同一給水装置において過去1年以内に減免実績がある場合、減免しない。</u> 指定給水装置工事事業者による適正な漏水修理が完了していること <u>自己修繕が認められるのは、トイレのボールタップなど給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）に限る</u>
減免対象箇所	<ul style="list-style-type: none"> 直結式は、メーター通過後の給水装置からの漏水 	<ul style="list-style-type: none"> 直結式は、メーター通過後の給水装置からの漏水 メーターより下流側で温水器、給湯器、クーリングタワー、冷凍機、水洗便器の電磁弁又はボールタップ等、機器入口部の自動開閉器まで 貯水槽式の場合、メーター通過後の受水槽入口までの漏水 なお、各戸検針・各戸徴収制の場合、子メーターより下流側で温水器、給湯器、クーリングタワー、冷凍機、水栓便器の電磁弁又はボールタップ等、機器入口部の自動開閉器まで
減免対象外	<ul style="list-style-type: none"> 漏水箇所が受水槽内又は受水槽以降の給水装置であるとき メーターより下流側で温水器、給湯器、クーリングタワー、冷凍機、水洗便器の電磁弁又はボールタップ等、機器入口部の自動開閉器又は給水用具の自動開閉器及び給湯器などを通過してからの漏水 使用者の発見が容易な漏水 	<ul style="list-style-type: none"> 漏水箇所が受水槽本体又は自動開閉器を通過してからの漏水 給水用具の自動開閉器及び給湯器などを通過してからの漏水 使用者の発見が容易な漏水
減免申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 「水道料金減免申請書」により下水道使用料の減免申請が可 「漏水修繕証明書」は指定様式なし（参考様式あり） 	<ul style="list-style-type: none"> 「水道料金等減免申請書」（参考様式1）により下水道使用料の減免申請も併せて申請が可 「漏水修繕証明書」（様式第2号）にて申請 ※修繕前後の写真添付が必要 ただし、自己修繕の場合は様式第3号